

伊 勢 市 公 報

第 115 号
平成 22 年 8 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市職員の育児休業等に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	10
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	12
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	13
選挙管理委員会告示	
○ 在外選挙人名簿関係関係	
・在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	14
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨について	15
公 告	
○ 農用地利用集積計画	22
○ 犬の抑留について	23
○ 公示送達	24
○ 公示送達	28

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 27 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 項(4)中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけいれん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第 4 項(8)中「(7)」を「(8)」に改め、同項中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第 1 第 6 項 (1) 中「患者の診察」を「患者の診療」に改め、「の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第 7 項(9)中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同表第 7 項(10)中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第 8 項を第 10 項とし、第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並

びにこれに付随する疾病

様式第 4 号、様式第 4 号の 2、様式第 5 号、様式第 7 号、様式第 13 号、様式第 13 号の 2、様式第 14 号、様式第 19 号及び様式第 20 号中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の育児休業等に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日

及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 28 号

伊勢市職員の育児休業等に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の育児休業等に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項第 4 号を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「条例第 5 条第 2 号に掲げる」を「伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号。以下「条例」という。）

第 5 条に規定する」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条を削り、第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とする。

第 14 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条後段を削り、同条を第 12 条とする。

第 15 条第 4 号を削り、同条を第 13 条とする。

第 16 条を第 14 条とし、第 17 条を第 15 条とする。

第 18 条中「第 14 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 19 条を第 17 条とする。

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 11 条の 10」を「第 11 条の 9」に、「第 11 条の 11」を「第 11 条の 10」に改める。

第 11 条の 5 中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 3 号及び第 4 号」

に、「条例第 8 条の 3 第 3 項」を「条例第 8 条の 3 第 4 項」に改め、「と、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」を削る。

第 11 条の 6 を削る。

第 11 条の 7 第 1 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「(以下「時間外勤務制限請求」という。)」を削り、「条例第 8 条第 2 項に規定する」を「時間外」に改め、同項に後段として、次のように加える。

この場合において、条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複してはならない。

第 11 条の 7 第 2 項及び第 3 項中「時間外勤務制限請求」を「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定による請求」に改め、「条例第 8 条の 3 第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、同条第 5 項中「時間外勤務制限請求」を「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定による請求」に改め、同条を第 11 条の 6 とする。

第 11 条の 8 第 1 項中「時間外勤務制限請求」を「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定による請求」に改め、同項第 4 号を削り、同条第 2 項中「時間外勤務制限請求」を「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定による請求」に、「当該請求」を「これらの規定による請求」に改め、同項第 2 号中「子が」の次に「、条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求にあっては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあっては」を加え、同条を第 11 条の 7 とする。

第 11 条の 9 中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 3 号」に改め、同条を第 11 条の 8 とし、同条後段を次のように改める。

この場合において、第 11 条の 6 第 1 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「行うも

のとする。この場合において、条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複してはならない」とあるのは「行うものとする」と、同条第 2 項及び第 3 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項に」とあるのは「同項に」と、同条第 5 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、前条第 1 項各号列記以外の部分中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、同項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第 2 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第 11 条の 10 を第 11 条の 9 とし、第 11 条の 11 を第 11 条の 10 とする。

第 17 条第 1 項第 12 号中「含む。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話」を、「5 日」の次に「(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)」を加え、同項第 22 号を同項第 23 号とし、同項第 13 号から同項第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 12 号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）

の範囲内の期間

第 17 条第 2 項中「第 12 号」を「第 13 号」に改める。

第 27 条中「第 11 条の 11」を「第 11 条の 10」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 6 月 30 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 17 条第 1 項第 12 号の休暇については、この規則による改正後の同規則第 17 条第 1 項第 12 号の休暇として使用されたものとみなす。

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 29 号

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号イ中「エ」を「カ」に改め、同号コ中「エ」を「カ」に改め、同号コを同号セとし、同号ケ中「アからクまで及びコ」を「アからエまで、カ、キ、ク、コ、サ、シ及びセ」に改め、同号ケを同号スとし、同号ク中「カ」を「コ」に改め、同号クを同号シとし、同号キ中「カ」を「コ」に改め、同号キを同号サとし、同号カ中「エ及びコ」を「カ及びセ」に改め、同号カを同号コとし、同号コの前に次のように加える。

ク 法第 5 条第 4 項の規定による協議（採草放牧地又は同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタール以下の農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する場合に限る。）

ケ 法第 5 条第 5 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による三重県農業会議の意見の聴取（クに係るものに限る。）

第 2 条第 1 号オ中「エ」を「カ」に改め、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 法第 4 条第 5 項の規定による協議（同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。）

オ 法第 4 条第 6 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による三重県農業会議の意見の聴取（エに係るものに限る。）

第 2 条第 2 号中「第 70 条の 4 第 31 項(同法第 70 条の 6 第 37 項)」を「第 70 条の 4 第 35 項(同法第 70 条の 6 第 40 項)」に、「エに掲げる許可」を「カに掲げる許可並びに同号エ及びクに掲げる協議」改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 68 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 株式会社 三重福寿会

- 2 指定に係る事務所の名称及び所在地
名称 グループホームささゆり
所在地 志摩市磯部町恵利原 126 番地 16

- 3 指定の年月日
平成 22 年 8 月 1 日

- 4 サービスの種類

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成22年8月13日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成22年8月20日（金）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第21号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について
議案第22号 伊勢市立認定こども園条例施行規則の制定について

伊勢市選管告示第 65 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 8 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（金）から同月 7 日（火）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市選管告示第66号

平成22年4月21日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に関して、公職選挙法第189条（昭和25年法律第100号）の規定により伊勢市選挙管理委員会へ提出された公職の候補者の選挙運動費用に関する報告書の要旨は、下記のとおりでした。

平成22年8月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

公職の候補者の選挙運動費用に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年4月21日執行
伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
- 2 期 間 平成22年4月16日から4月20日までの5日間
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用) 1,226,500 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	出納責任者	報告受理年月日
岩崎 稔	無所属	岩崎 稔	平成22年4月23日
西村 修一	無所属	西村 修一	平成22年4月23日
片岡 康	無所属	片岡 康	平成22年4月23日
濱荻 隆平	無所属	濱荻 隆平	平成22年4月23日
林 克也	無所属	林 克也	平成22年4月23日
山添 久憲	無所属	山添 久憲	平成22年4月23日

収入支出金額は全候補者0円。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	岩崎 稔	所属党派	無所属	期間	4月16日から	第1回分
出納責任者氏名	岩崎 稔				4月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職業	寄附額	費目	金額
		0円	人件費	0円
			家屋費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		件		
その他の収入				
今回計		0	今回計	0
前回計			前回計	
総計		0	総計	0
報告書受理年月日	平成22年4月23日		第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	西村 修一	所属党派	無所属	期 間	4月16日から	第 1 回分
出納責任者氏名	西村 修一				4月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附		件		
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	片岡 康	所属党派	無所属	期 間	4月16日から	第 1 回分
出納責任者氏名	片岡 康				4月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附		件		
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成22年4月23日		第 1 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	濱荻 隆平	所属党派	無所属	期 間	4月16日から	第 1 回分
出納責任者氏名	濱荻 隆平				4月20日まで	
収 入			支 出			
主たる寄附						
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額		
		0 円	人 件 費	0 円		
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0		
			通 信 費	0		
			交 通 費	0		
			印 刷 費	0		
			広 告 費	0		
			文 具 費	0		
			食 糧 費	0		
			休 泊 費	0		
			雑 費	0		
計 件		0				
その他の寄附 件						
その他の収入						
今 回 計		0	今 回 計	0		
前 回 計			前 回 計			
総 計		0	総 計	0		
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年 4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	林 克也	所属党派	無所属	期 間	4月16日から 第 1 回分 4月20日まで
出納責任者氏名	林 克也				
収 入			支 出		
主たる寄附					
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額	
		0 円	人 件 費	0 円	
			家 屋 費	0	
			(選挙事務所費)		
			(集会会場費)		
			通 信 費	0	
			交 通 費	0	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	0	
			文 具 費	0	
			食 糧 費	0	
			休 泊 費	0	
			雑 費	0	
計 件					
その他の寄附 件					
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計	0	
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計	0	
報告書受理年月日	平成22年 4月23日			第 1 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	山添 久憲	所属党派	無所属	期 間	4月16日から 4月20日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	山添 久憲					

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附		件		
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分

伊勢市公告第 44 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 45 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市矢持町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 22 年 8 月 5 日

3 抑留期限 平成 22 年 8 月 10 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 46 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
瀬口 忍	宇治浦田 3 丁目 11 番 1 号	0006435
井手 勝利	浦口 4 丁目 21 番 13 号	0007417
中井 広己	吹上 2 丁目 12 番 31 号 春代荘	0015196
小林 才規	津村町 554 番地 1	0019957
河俣 英一	中島 1 丁目 3 番 10 号	0022646
●●●●●	●●●●●	●●●●●
H O S S O K A W A S I L V A N A A P A R E C I D A L I B E R A T O	御菌村高向 2042 番地 1 コーポ御菌 2 A	0026318
北村 明久	西豊浜町 5432 番地 4	0031994
小林 賢治	神社 475 番地 1 なみきハイツ 102	0048675

池田 大志	馬瀬町 1205 番地 12 エクセレント堀 202 号室	0050143
宮崎 俊雄	浦口 4 丁目 12 番 16 号	0054228
濱口 えりか	通町 519 番地 グリーンコーポ小林 B 棟 201 号室	0056579
天白 善哉	船江 3 丁目 15 番 2 号 むつみ荘	0056826
内山 剛志	宮町 2 丁目 10 番 21 号	0060613
中野 喜八	西豊浜町 5457 番地 1	0062551
森岡 隆盛	常磐 2 丁目 2 番 5 号 グリーンビラ I 101 号室	0064010
瀬崎 省司	下野町 654 番地 133 第 1 プリンスマンション 101 号	0064119
北嶋 健二	大湊町 1234 番地 1 メリヴェール 102 号	0070976
藤木 カルロス	辻久留 3 丁目 12 番 90 号	0073516
芳 洋一	一之木 1 丁目 6 番 14 号 丸戸アパート 3 B	0074407
松本 美由紀	中之町 137 番地 扇谷 秀 様方	0078672
東川 宗生	大世古 4 丁目 5 番 5 号 コーポコスモス 206 号室	0109528
夏目 英樹	古市町 233 番地 シャトー TANI GUCHI 3 F A	0143294
折戸 真里	大世古 4 丁目 3 番 25 号 ベルヴィル大世古 A 22 号	0145613
千場 陽子	竹ヶ鼻町 235 番地 1 東海船舶 206 号	0146040
大谷 涼	神久 5 丁目 8 番 46 号 神久荘	0147857
大道 佐歳	津村町 1422 番地 19	0159993
東 保雄	中島 2 丁目 16 番 3 号	0160280
貝塚 功洋	曾祢 2 丁目 5 番 8 号 シャトーナツヤマ 609	0163045
下村 忠一	常磐 2 丁目 11 番 4 号	0164026
奥野 誠	岩渕 3 丁目 10 番 26 号	0200235
中村 かおる	有滝町 253 番地 2	0219945
森岡 啓	吹上 2 丁目 1 番 10 号	0223955
上山 千浩	大湊町 328 番地 幸紀 103 号	0249489
小牧 修	常磐町 115 番地 11	0254547

杉原 清美	一之木4丁目2番33号 市営住宅一之木第2団地7号	0301834
北村 晋一	一之木4丁目7番6号 谷口 須美方	0306116
和田 典子	宮町2丁目10番2号 宮町マンション105号	0356581
秋豆 正司	浦口4丁目6番21号	0400033
根来 昌之	船江4丁目14番18号	0471596
中森 靖夫	楠部町67番地14 斗南荘11号	0472909
芝田 治枝	倭町40番地 市営住宅倭団地A-2号	0478047
出谷 豊	宇治浦田3丁目48番18号	0481694
日高 幸二	桜木町42番地 市営住宅旭ヶ台団地4号	0498061
岩本 永熙	神久1丁目6番3号	0546208
世古 康弘	大湊町1118番地137	0580455
岡本 一	吹上2丁目9番31号 丸二マンション1・603号	0632446
宮本 文男	佐八町1695番地4 ルミナエル301号	0651560
森島 三津広	東大淀町568番地4	0687250
尾形 明	吹上2丁目9番33号	0693231
村本 恵里	有滝町2014番地	0805596
村岡 由紀彦	桜木町85番地95	0809721
服部 和俊	小俣町元町347番地6 アメニティメゾンA103	0820685
松本 智子	中須町779番地2	0826452
高瀬 しず子	船江3丁目10番22号 角谷ハイツ21号	0827129
奥村 良次	岡本2丁目2番3号	0854684
中村 大輔	藤里町68番地236	0892568
尾形 直希	吹上2丁目9番33号	0903556
鹿海 稔久	小木町416番地1	0913051
浅沼 泰	御菌町高向951番地2 前川荘10号室	0960036
森下 朋一	村松町3855番地1	0964160
平野 義治	上野町322番地9	0991857
下村 廣	二見町茶屋292番地	1002417
宮本 三郎	二見町西1129番地	1007409
高井 彰	小俣町本町1184番地	2034121

松尾 賢次	小俣町本町 531 番地 ハイム明城 102 号室	2075834
山口 雅生	小俣町元町 677 番地	2085958
喜田 美里	小俣町明野 550 番地 1 パールハイツ 101 号	2101911
PHANCHON KULNAT	小俣町元町 1438 番地 2	2100822
渡邊 正夫	小俣町本町 497 番地 服部アパート 4 号	2107779
信田 誠	小俣町湯田 964 番地 1 ハイブリッジ湯田 401	2109478
阿部 久	小俣町元町 677 番地	2123362
川面 利三	小俣町宮前 633 番地 1 メゾン宮前 A-205 番地	2127842
辻村 学	小俣町相合 1357 番地 リーバーサイド相合 102	2115285
村田 雅彦	御菌町長屋 260 番地 2	3028825
林 和成	御菌町王中島 792 番地 2 コーポみその 102	3031010
倉野 茂樹	御菌町高向 692 番地 おおとり荘 B 号	3036440
阿竹 利行	御菌町高向 580 番地 かねオ 1 号	3037975
濱口 恵美	御菌町高向 2408 番地 2 ALFA 303 号	3039989
奥村 新悟	御菌町王中島 788 番地 ラディッシュ 202 号	3043551

伊勢市公告第 47 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
北村 晋一	伊勢市一之木 4 丁目 7 番 6 号	0300296811
阿竹 利行	伊勢市御菌町高向 580 番地 かね才 1 号	0300338621
浦田 勝	伊勢市御菌町長屋 550 番地 1	9000117706
中北 昭博	伊勢市川端町 130 番地 7	0300329711
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	0300137714
殿村 四郎	伊勢市吹上 2 丁目 8 番 18 号	0300033452
大谷 凉	伊勢市神久 5 丁目 8 番 46 号 神久荘	0300269008
川口 實	伊勢市一志町 4 番 2 号 水谷荘	0300302932
小津 幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 株式会社丸二内	0300203900

上田 進	伊勢市横輪町 360 番地	0300351889
中森 靖夫	伊勢市楠部町 67 番地 14 斗南荘 11 号	0300300266
山本 信子	伊勢市中村町 173 番地 1 野村荘は号	0300219706
竹内 勇	伊勢市小木町 589 番地 1 ロイヤル中川 101 号	0300291044
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	0300204053
鹿海 厚子	伊勢市小木町 416 番地 1	0300310877
久世 修	伊勢市馬瀬町 614 番地 15	0300205524
藤本 ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	0300071730
川面 利三	伊勢市小俣町宮前 633 番地 1	0300359650
濱口 正	伊勢市常磐 1 丁目 2 番 17 号	9000104100